

議員提出第五号議案

大麻汚染対策強化を求める意見書

近年、全国的に大麻の栽培や所持の疑いにより学生や主婦が逮捕される事件が相次いで発生し、大きな社会問題となつている。警察庁のまとめによると平成二十年に全国の警察が大麻の所持などで検挙した人数は、対前年比二十二・三パーセント増の二千七百七十八人にもものぼり、昭和三十一年に統計を開始して以来最多となつており、本県においても前年の五人から十一人と倍増し、極めて深刻な状況にある。

大麻汚染が広がっている背景には、インターネットの普及により大麻の種子や栽培技術の情報が容易に入手できるようになったこと、大麻取締法では大麻の所持や譲渡を禁止しているものの種子の所持、大麻の使用に関する罰則の規定がなく、最近の実態にそぐわなくなつていゝことがあげられる。

財団法人麻葉・覚せい剤乱用防止センターによると、大麻の乱用は、気管支や喉を痛めるほか、免疫力の低下や白血球の減少をひきおこし、「大麻精神病」と呼ばれる独特の妄想や異常行動、思考力低下などを引き起こし、普通の社会生活を送れなくなるだけでなく犯罪の原因ともなる恐れがあると指摘されている。

このため、大麻汚染の拡大を食いとめるための取り組みや依存症から更生するための支援体制の充実が求められている。よつて、国会及び政府におかれては、次の事項について特段の措置が講じられるよう強く要望する。

- 一 大麻の使用、種子の所持や販売に関する罰則規定を設ける等、大麻取締法の見直しを行うこと
 - 二 大麻汚染防止に係る国民への啓発活動を充実し、特に、学校における大麻を含めた薬物被害などについての教育を充実強化すること
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年三月二十六日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	江田 五月 殿
内閣総理大臣	麻生 太郎 殿
総務大臣	鳩山 邦夫 殿
法務大臣	森 英介 殿
財務大臣	与謝野 馨 殿
文部科学大臣	塩谷 立 殿
厚生労働大臣	舛添 要一 殿
国家公安委員会委員長	佐藤 勉 殿